

学区域変更等に伴う経過措置について

〔 第一小学校区から第三小学校区への変更 〕
〔 第三中学校区から第一中学校区への変更 〕

【平成25年度からの対応】

小学校の場合

1 在校生について

- ① 学区域変更前の学校に在学している児童については、卒業まで継続して就学することができます。(指定校変更の申請については必要ありません。) — 友人関係に配慮 —
- ② 学区域変更対象区域に住む在学児童は新学区域の学校へ転校することができます。(通常の転校手続きが必要です。)
- ③ 弟、妹が新学区域の学校に入学するのに合わせて転校することができます。(通常の転校手続きが必要です。) — 兄弟姉妹関係に配慮 —

2 新1年生について

- ① 兄・姉が学区域変更前の学校に在学している場合は指定校変更の申請により旧学区域の学校への通学が認められます。(指定校変更申請が必要です。)

注：友人関係に基づく指定校変更は認められません。 — 小学校にて新たな人間関係を構築し、社交性を養うという考え方 —

※ 経過措置期間は平成25年2月1日から平成31年3月まで

中学校の場合

1 在校生について

- ① 学区域変更前の学校に在学している生徒については、卒業まで継続して就学することができます。(この場合、指定校変更の申請は必要ありません。)
- ② 学区域変更対象区域に住む在学生徒は新学区域の学校へ転校することができます。(通常の転校手続きが必要です。)
- ③ 弟、妹が新学区域の学校に入学するのに合わせて転校することができます。(通常の転校手続きが必要です。) — 兄弟姉妹関係に配慮 —

2 新1年生について(現小学6年生)

- ① 兄・姉が学区域変更前の学校に在学していて同じ学校に通いたい場合は指定校変更の申請により旧学区域の学校へ通学することができます。(指定校変更の申請が必要です。)
- ② 友人関係による学区域変更前の学校への通学が認められます。(指定校変更の申請が必要です。) — 思春期であること、小学校学区と中学校学区の関係 —

※ 経過措置期間は平成25年2月1日から平成31年3月まで